

みんなが輝く どんなときも支え合える 理想のまち

第4期 **みどり市**
地域福祉計画
地域福祉活動計画

令和7年度～令和11年度



令和7年3月

群馬県 みどり市・みどり市社会福祉協議会

はじめに



みどり市地域福祉計画は、平成22年に策定した第1期計画より、「**み** みんなが輝く **ど** どんなときも支え合える **り** 理想のまち」を基本理念に掲げ、市・社会福祉協議会・市民が連携・協働しながらそれぞれの役割を実行し、地域福祉を推進してきました。

この間、新型コロナウイルス感染症の影響により、地域を取り巻く社会状況は年々大きく変化してきました。特にコロナ禍では人と人とのつながりが希薄となるなか、国においては、令和6年4月に「孤独・孤立対策推進法」が施行されるなど、孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会を目指し、社会的孤立に対応するための支援が進められています。また、少子高齢化に伴う人口減少や核家族化の急速な進行等により、地域が抱える課題がより一層複雑化・複合化したことで、分野を越えた包括的な支援が求められています。

このような状況を踏まえ、市民の皆様の声を反映させることに主眼を置き、誰もが暮らしやすく、安心して暮らせるまちづくりの指針となるよう、これまでの計画の基本理念を継承し、第4期みどり市地域福祉計画・地域福祉活動計画を策定いたしました。また、新たに「重層的支援体制整備事業実施計画」、「成年後見制度利用促進基本計画」、「再犯防止推進計画」を包含し、福祉全般の方向性を示す計画となっています。

この第4期計画の実現には、市や社会福祉協議会をはじめとした関係機関の横断的な連携のみならず、市民の皆様に積極的に参画していただくことが重要です。すべての人が住み慣れた地域でいきいきと暮らせるための取り組みを、みどり市全体で協力しながら進めていきたいと考えております。

結びに、本計画の策定にあたりご尽力いただきました、みどり市地域福祉計画策定懇談会委員の皆様をはじめ、地区別座談会やアンケートなどで貴重なご意見をいただきました市民、関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

令和7年3月

みどり市長 須藤 昭男

第4期みどり市地域福祉活動計画の 策定にあたって



みどり市社会福祉協議会では、平成22年度から5年ごとにみどり市地域福祉活動計画を策定し、行政・市民と連携のもと地域福祉の推進を図ってまいりました。

このたび、これまでの第3期計画と同様に基本理念の「みんなが輝く どんなくも支えあえる 理想のまち」を継承し、令和7年度から令和11年度までを計画期間とする第4期みどり市地域福祉活動計画を策定いたしました。

昨今では、高齢者人口の増加に伴う介護・医療ニーズの拡大と生産年齢人口の減少による担い手不足、地域社会のつながりの希薄化、生活困窮やひきこもり、孤独・孤立、ヤングケアラー等の福祉ニーズの多様化・複雑化といった様々な地域課題が浮き彫りとなってきたほか、自然災害も相次ぎ、迅速な対応が求められることはもちろん、多様な関係機関・団体等の連携やICTの活用、地域住民参加型の取り組みが必要とされています。

こうした社会情勢を踏まえ、市民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域で多様な関係機関・団体等と繋がりを持つ社会福祉協議会には人と情報のネットワークの中核としての役割を果たすことが期待されています。

第4期計画では、今までの第3期計画からの地域福祉活動の振り返りや現在の実情に合わせた活動の見直しにより、新たな社協の役割を定めています。この役割を果たすために地域福祉活動を効果的に実施するとともに、福祉サービスの中核的な担い手として機能強化をしていきたいと考えております。市民・関係機関・団体等の皆様におかれましても、さらなるご協力とご参加をよろしくお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました策定懇談会委員の皆様をはじめ、地区別座談会やアンケート等にご協力をいただきました多くの方々に心から感謝申し上げます。

令和7年3月

社会福祉法人みどり市社会福祉協議会

会 長 石田義彦

目次

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	5
3 計画の策定経過及び策定体制	10

第2章 みどり市の現状

1 年齢層別人口	13
2 地区別人口と高齢化率	13
3 外国人の住民数	14
4 子どもに関する相談区分別割合	14
5 保育園・認定こども園(保育認定)、幼稚園・認定こども園(教育認定)の状況	15
6 要介護認定者の推移	16
7 ひとり暮らし高齢者の推移	16
8 身体障害者手帳所持者数	17
9 療育手帳所持者数	17
10 精神障害者保健福祉手帳所持者数と自立支援医療(精神通院)受給者数	18
11 生活保護の実施状況	18

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念	20
2 計画の基本目標と目指す姿	21
3 計画の体系	23

第4章 地域福祉計画・地域福祉活動計画

基本目標1 みんなが輝いて暮らせる地域づくり

活動方針(1) 地域で高齢者・障がい者・子どもを守り支える仕組みづくり	24
活動方針(2) 地域で生活に困っている人への対応	27
活動方針(3) 権利擁護の利用促進(みどり市成年後見制度利用促進計画)	28
活動方針(4) 安全で安心して暮らせる地域づくり	30
活動方針(5) 再犯防止の推進(みどり市再犯防止推進計画)	33

基本目標2 地域課題が解決へとつながる仕組みづくり

活動方針(1) 地域住民の課題や相談を包括的に受け止める体制整備 (重層的支援体制整備事業実施計画)	36
---	----

活動方針(2) 日常生活等で孤独を感じたり、社会から孤立していることで 心身に有害な影響を受けている人への支援・・・・・・・・・・	39
活動方針(3) 気づきを共有する仕組みづくり・・・・・・・・・・	41
活動方針(4) 地域の課題を解決するための公私協働の実現・・・・・・・・	43
活動方針(5) 福祉に関する情報伝達の充実・・・・・・・・・・	45
基本目標3 地域福祉活動の担い手づくり	
活動方針(1) 地域福祉の意識向上と仲間づくり・・・・・・・・・・	46
活動方針(2) 地域住民が集う拠点整備と既存施設の活用・・・・・・・・	48
活動方針(3) 地域住民・ボランティア団体・NPO 等の地域福祉活動の活性化	49
活動方針(4) 民生委員・児童委員活動の充実に向けた環境整備・・・・・・・・	51
基本目標4 福祉の基盤づくり	
活動方針(1) 地域福祉推進の強化・・・・・・・・・・	53
活動方針(2) 地域づくりや福祉課題解決のための財源の確保・・・・・・・・	55
第5章 地域福祉地区別座談会から	
笠懸中学校地区（笠懸4・5・8～10区）・・・・・・・・・・	57
笠懸南中学校地区（笠懸1～3・6・7区）・・・・・・・・・・	58
大間々中学校地区（大間々1～5・9～12・14～17区）・・・・・・・・	59
大間々東中学校地区（大間々6～8・13区）・・・・・・・・・・	60
あずま小中学校地区（東1～5区）・・・・・・・・・・	61
第6章 資料 ・・・・・・・・・・	62

***表記について**

障がい…近年、「障害者の『害』という字は、漢字の意味を考えると、人の心身の状態を表す言葉として適切ではない」という意見が聞かれるようになりました。この計画書の中では、障がいのある方の人権をより尊重するという観点から、法令等の固有名称を除いて「障がい」と表記しています。

社 協…本書中「みどり市社会福祉協議会」のことを「社協」と表記します。

その他の表記については、国の表記を参考に、株式会社共同通信社発行「記者ハンドブック 新聞用字用語集」に基づき記載いたしました。

第1章 計画策定にあたって



1 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の背景

近年、全世界的に流行した新型コロナウイルス感染症により、多くの場面でリモート化が進み、利便性は向上したものの、長引いた外出自粛の影響により人と人とが会う機会が著しく減少したことから、地域生活を送る上で重要な人と人とのつながりが希薄化している現状があります。これにより、社会的孤立は一層浮き彫りとなり、虐待や引きこもり、貧困などの問題は絡み合い複雑化し、個人や世帯で複数の問題を抱えるなど複雑化している現状もあります。

また、東日本大震災や、昨今の能登半島地震のような大災害の中で、インフラが停止し、個々では対応ができない状況のもとでは、「助け合い」「共助」の基盤のもと、住民同士が支え合い、社会との繋がりを持ち続けることが肝要です。

国においては、公的な支援は「縦割り」から「包括的」な取り組みへの移行が求められ、「支え手」「受け手」という関係を超えて住民や多様な主体が「我が事」として「丸ごと」つながること、住民一人ひとりの暮らしや生きがい、地域を共に創っていく「地域共生社会」の実現を目指すこととしています。

さらに、このような国の方向付けの中で、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律により、社会福祉法が改正され、地域福祉計画が「地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる福祉分野の「上位計画」として位置付けられました。

(2) 計画策定の目的

第3期地域福祉計画は、市と社協が相互に連携・協力し、地域共生社会の実現に向けた国の動向や法改正に基づき、市の地域福祉を取り巻く現状や特性を捉えながら、令和2年度から令和6年度の地域福祉推進の指針とするため策定しました。

第4期計画策定にあたって、これまで同様に地域の解決すべき課題をとらえ、解決に資する支援が包括的に提供される体制を市と社協が連携・協働して整備していくための指針とするべく「第4期みどり市地域福祉計画」と「第4期みどり市地域福祉活動計画」をここに一体的に策定します。

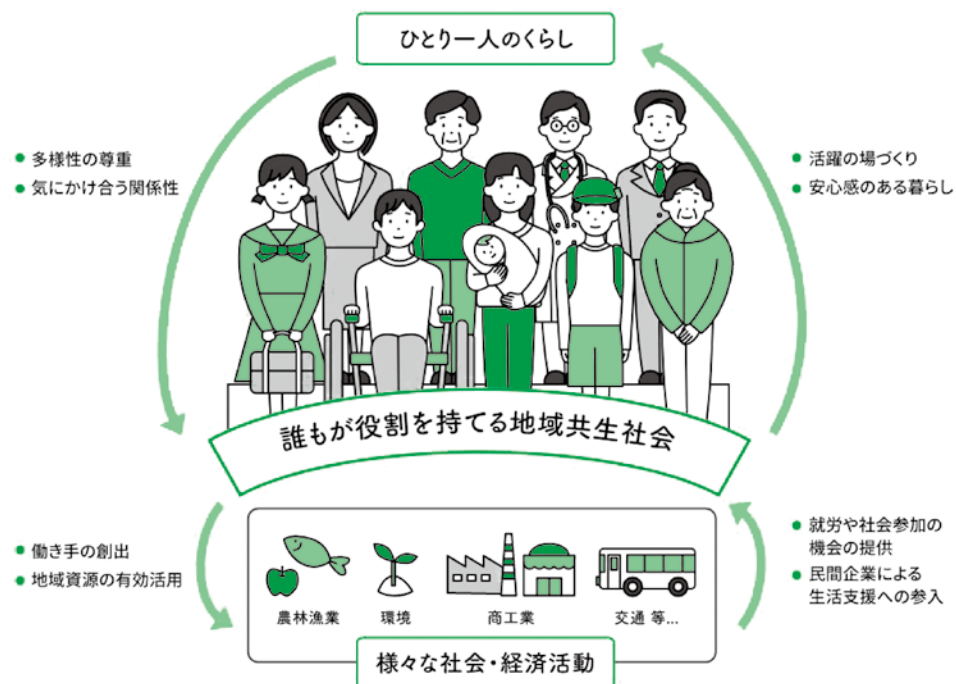
(3) 制度改正等の動向

時期	法令・方針等	要点
平成 28 年 (2016 年) 4 月	社会福祉法の改正	社会福祉法人制度改革の中で、事業運営の透明性の向上に関する事項が規定されるとともに、これまで以上に法人の地域における広域的な取組を行う責務が明確化された。
平成 28 年 (2016 年) 5 月	成年後見制度の利用の促進に関する法律	- 成年後見制度利用促進についての基本理念を定め、利用促進に関する施策を総合的・計画的に推進するための事項について規定された。 - 市町村は成年後見制度の利用の促進に関する施策について基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見実施機関の設置等に係る支援その他の必要措置を講ずるよう努め、また成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のための審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとした。
平成 28 年 (2016 年) 6 月	日本一億総活躍プラン	少子高齢化の流れに歯止めをかけ、誰もが活躍できる一億総活躍社会を創っていくため、目標に「介護離職ゼロ」等を掲げ、取組の方向として、子ども、高齢者、障がい者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現が示された。
平成 28 年 (2016 年) 7 月	「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置	地域共生社会の実現に向けた検討を加速化させるため、「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として取り組んでもらう仕組みを作っていくとともに、市町村においては地域づくりの取組の支援と、公的なサービスへのつながりを含めた「丸ごと」の総合相談支援の体制整備、対象者ごとに整備された「縦割り」の公的福祉サービスを「丸ごと」へ転換することを推進する。
平成 28 年 (2016 年) 12 月	再犯の防止等の推進に関する法律	再犯の防止等に関する施策に関し基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、国が再犯防止推進計画を策定すべきことや、国・地方公共団体が講じるべき基本的な施策について規定された。市町村においては、地方再犯防止推進計画を定めるよう努めるとともに、国との適切な役割分担を踏まえて、地域の実情に応じた施策を実施するよう努めることとなった。

令和3年 (2021年) 4月	社会福祉法の改正	「地域共生社会」の実現に向けた地域づくり・包括的な支援体制の整備として ・地域福祉の推進を理念として、支援を必要とする住民が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携による解決を図ることを目指す。 ・上記理念を実現するため、市町村は包括的な体制づくり（「地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備」と「住民の身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制」）に努める旨を規定。 ・市町村は、地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置付ける旨を規定。
-----------------------	----------	---

地域共生社会とは

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指しています。



厚生労働省地域共生社会ポータルサイトより

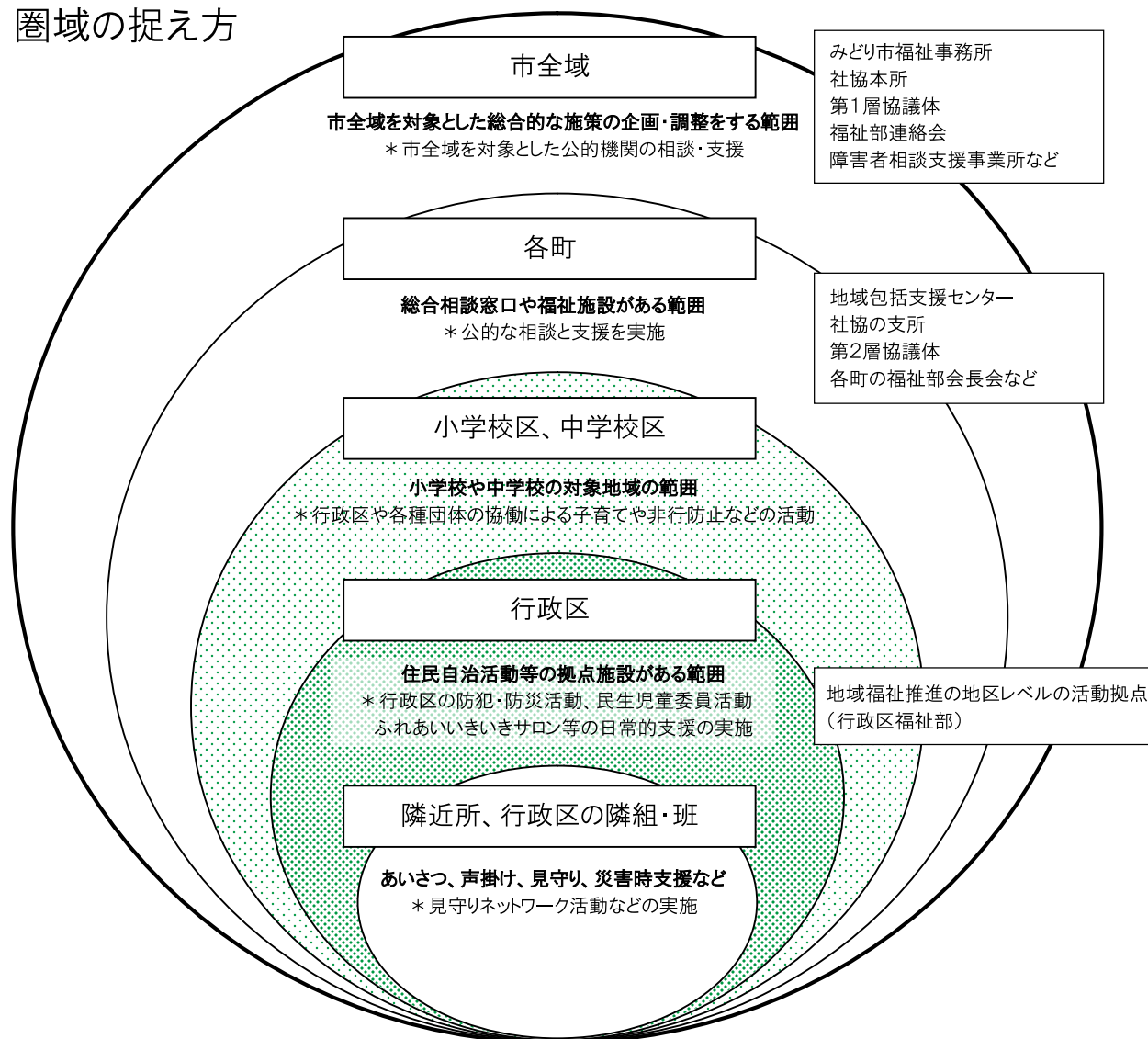
(4) 地域福祉を進めるための圏域

地域には、そこに生活する市民にしか見えない生活課題や、身近でなければ発見しにくい課題があります。生活課題を発見するためには、お互いに顔の見える環境づくりが必要であり、それができるとなると圏域が地域福祉活動の最初の圏域になると考えます。

この計画における「地域」とは、隣近所や行政区、小学校単位などの生活圏域としての地域とボランティア、NPO、事業者などの活動の場としての地域があります。単に一定の範囲ではない、重層的な圏域の中で多様な活動が行われる必要があります。

みどり市における圏域の設定については、一番小さい単位を隣組・班として近所づきあいから始まり、各行政区でのサロンなどの活動推進と各町にある社協の本所・支所を拠点とした福祉活動の情報共有や研究、さらに市全域においては、福祉活動の統一感が図られることをイメージしました。小学校区、中学校区においては、行政区や各種団体の協働により子育てや非行防止などの活動が行われることを想定しています。

圏域の捉え方



2 計画の位置づけ

(1) 法令上の位置づけ

この計画は、社会福祉法第4条に規定する地域福祉を推進するため、同法第107条の規定に基づき市町村行政がつくる「地域福祉計画」と、同法第109条に基づき設置されている社会福祉協議会がつくる「地域福祉活動計画」とをひとつにしたものです。

また、地域福祉計画との関わりの深い以下の計画を包含して策定しています。

○社会福祉法第106条の5の規定に基づく「重層的支援体制整備事業実施計画」

○成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」

○再犯の防止等の推進に関する法律第8条に基づく「再犯防止推進計画」

(2) 計画の位置づけ

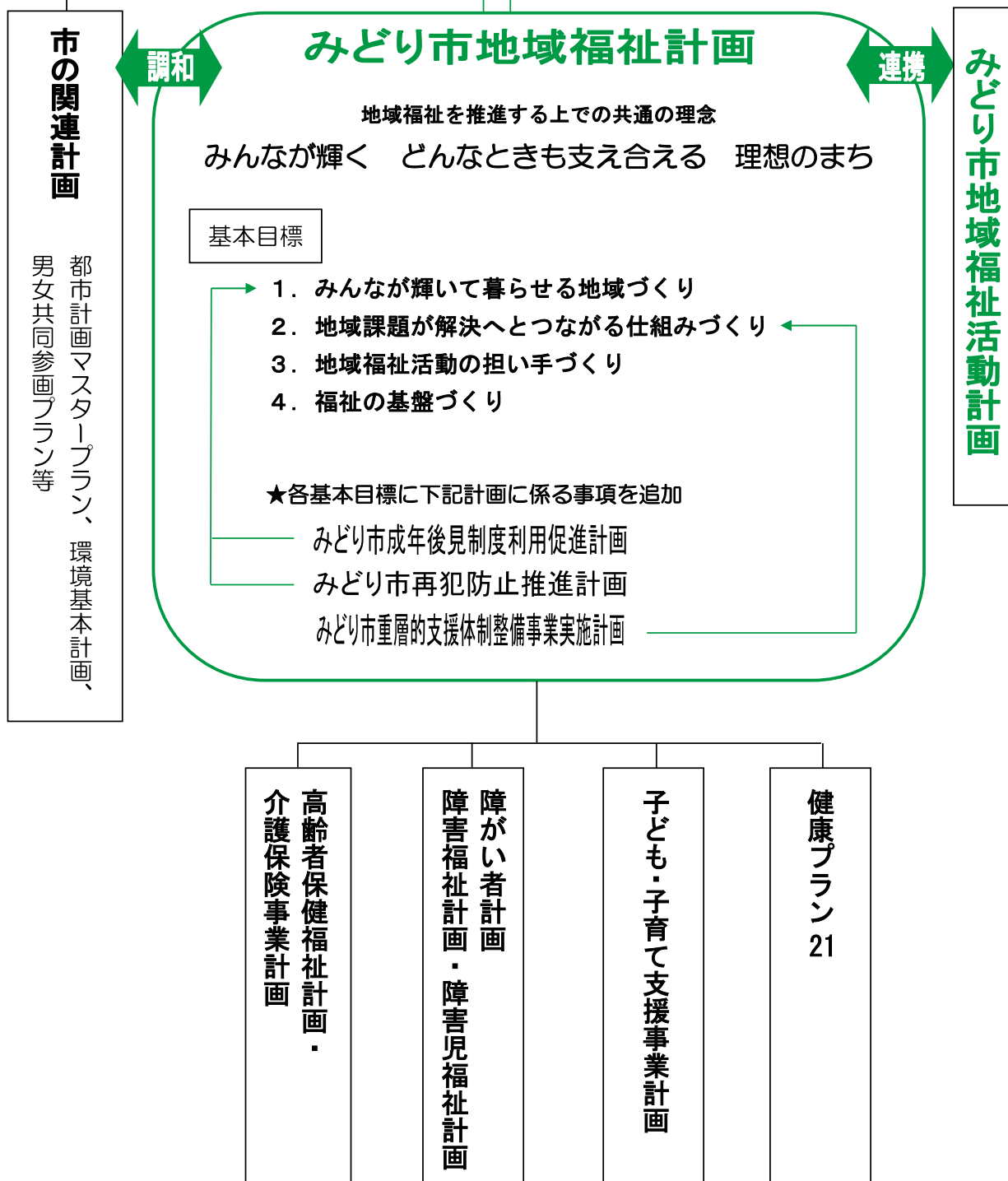
「みどり市地域福祉計画」は、みどり市総合計画を上位計画とし、「健康プラン21」、「子ども・子育て支援事業計画」、「障がい者計画」、「障害福祉計画・障害児福祉計画」、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」などの個別保健福祉計画の理念の上位に立つ計画であり、これらの計画共通の基盤計画として、共通して取り組むべき事項などを捉え、横断的に地域福祉を推進するための計画です。

一方、「みどり市地域福祉活動計画」は、地域福祉の推進役である社協が市民や社協の活動及び事業の推進を目的とする団体等とともに取り組むための、行動計画となります。地域福祉活動計画の法的根拠はないものの、地域福祉計画とその内容を一部共有したり地域福祉の実現をするために相互に連携を図ることは当然のことと考えられます。

本計画書は「みどり市地域福祉計画」及び「みどり市地域福祉活動計画」の両方を含みます。また、群馬県の「群馬県地域福祉支援計画」との整合・連携を図ります。

みどり市総合計画

1-2 地域福祉の充実



(3) 計画の期間

本計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

なお、市及び市社協を取り巻く状況や、経済、社会、地域の状況が大きく変化した場合には、必要に応じて部分的変更、見直し、付加等を行うこととします。

(参考) 社会福祉法より抜粋**(地域福祉の推進)**

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行わなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の予防をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

(福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務)

第6条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を営業者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の2以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行なうことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつてその区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、・・・中略・・・指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

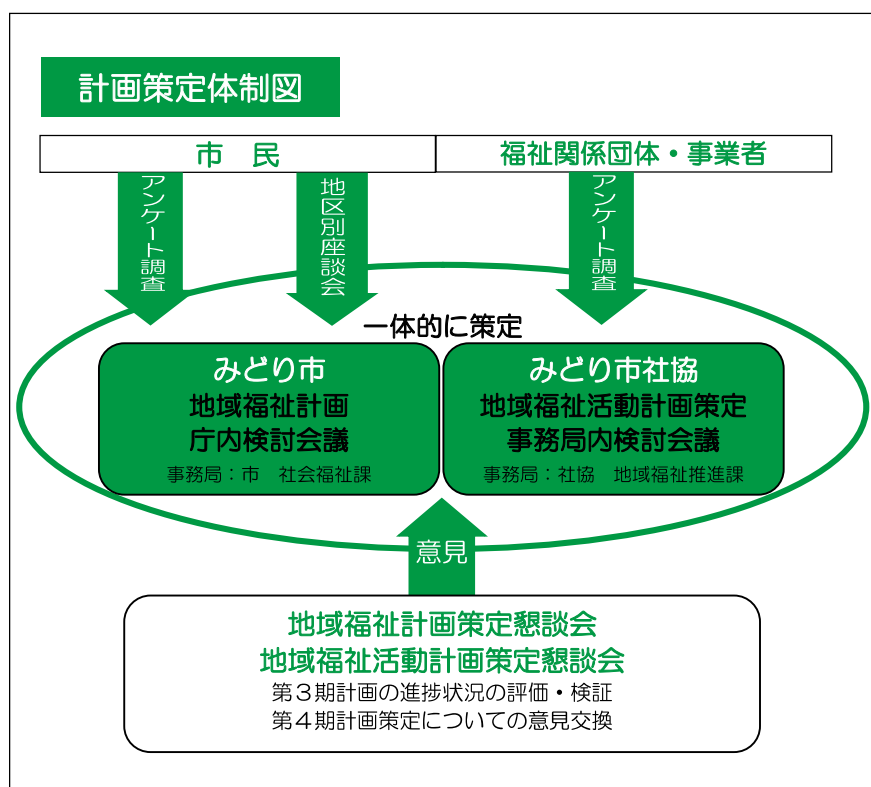
3 計画の策定経過及び策定体制

地域福祉計画及び地域福祉活動計画の策定にあたっては、地域住民や多様な関係者の参加が重要視されます。計画の策定を通じて、自らの地域の課題を明らかにし、共有を図り、解決に向けての話し合いを行うことで、具体的な仕組みづくりや活動、連携の促進につながります。

このようなことから、みどり市では、令和5年度から令和6年度にかけて市民アンケートによる意識調査、地域の支え合いの中で活動する団体及び高齢者や障がい者（児）、子育て支援に関わる事業者へのアンケート調査、市内を5地区に分けて開催した「地域福祉地区別座談会」、各種機関・団体等の代表者と公募による市民からなる「地域福祉計画並びに地域福祉活動計画策定懇談会」などの方法により、市民の視点や地域の考え方を取り入れ、市民参加による計画づくりを行いました。

地域福祉地区別座談会では、令和5年6月から9月に実施した市民向けアンケート等から抽出した地域課題について、カードワーク方式で解決方法について話し合ったところ、たくさんの意見が出ました。

お互いの意見を知り、解決策を考える過程において、市民自らも福祉活動を実施することが必要になっているという認識のもとに、自分たちで何ができるか、様々なアイデアを出していただきました。



● アンケート調査

- ・ 市民アンケート（18歳以上 3,000人・有効回答数 909票）
- ・ 福祉関係団体アンケート 51団体 回答数 44票
- ・ 事業所アンケート

高齢者関係機関	43事業所	回答数 35票
障がい者関係機関	23事業所	回答数 20票
子ども関係機関	18事業所	回答数 7票

● 地域福祉地区別座談会

地域における身近な生活課題を明らかにするため、中学校区である5地区を対象に地域福祉地区別座談会を開催しました。

令和5年6月から9月に実施した市民アンケート等から抽出した地域課題に対する解決策について話し合い、アイデアを出し合いました。延べ117人の市民の皆さんに参加していただきました。

◎ 地域福祉地区別座談会の区割りと座談会の様子

※写真は上からあずま小中学校地区、大間々中学校地区、大間々東中学校地区、笠懸中学校地区、笠懸南中学校地区(地図上の境界線は実際とは異なる場合があります)。



● みどり市地域福祉計画策定懇談会・みどり市地域福祉活動計画策定懇談会

各種団体・公募市民など 18 人の委員で構成される組織で、地域福祉計画・地域福祉活動計画の原案について、市民の意見を踏まえつつ審議・検討を行い、意見をいただきました。



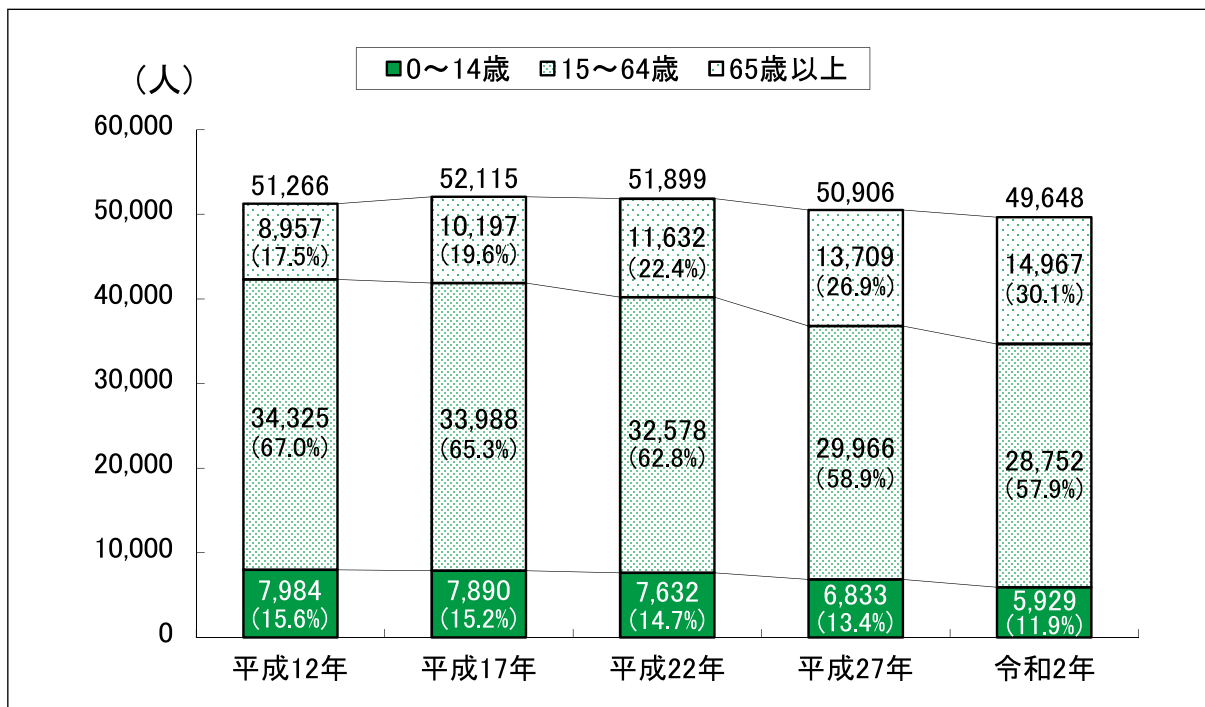
● 情報提供

市及び社協の広報で随時提供するとともに、パブリック・コメントを実施しました。

第2章 みどり市の現状

1 年齢層別人口

市の人口の動きをみると、平成17年から緩やかな減少傾向になっています。年齢構成別にみると、0～14歳の人口と15～64歳の人口が減少し、65歳以上の人口が増加しています。

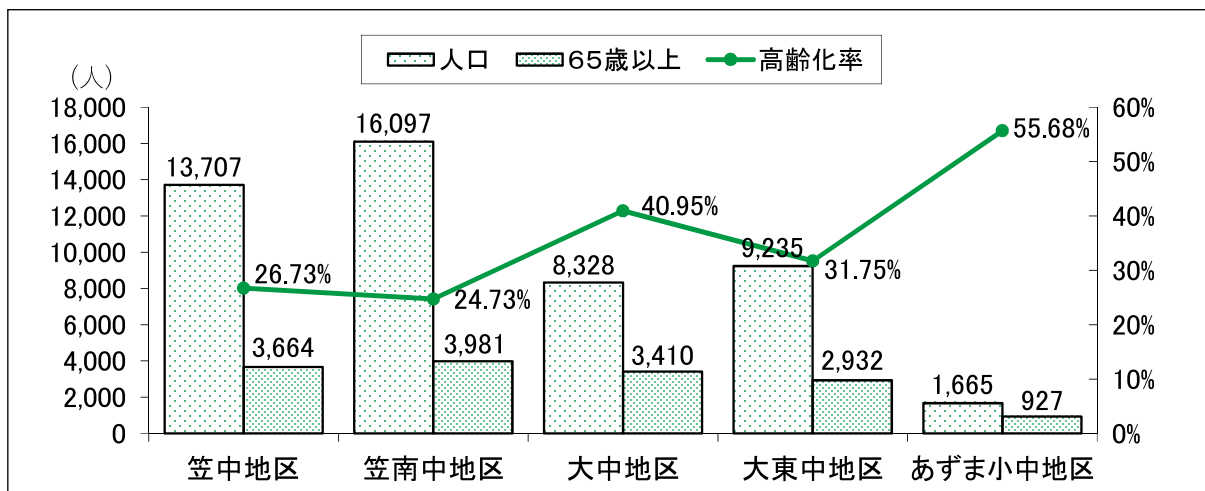


※平成17年度以前のデータは、合併前の旧町村別データを使用しています。

資料：国勢調査

2 地区別人口と高齢化率

地域福祉地区別座談会を実施した5地区の人口は、あずま小中学校地区が1,665人、笠懸南中学校地区が16,097人と大きく差があります。高齢化率は、あずま小中学校地区が55.68%と最も高く、笠懸南中学校地区が24.73%と最も低くなっています。このような状況から、地区が抱える課題の内容も異なり、それぞれの実情に合った取り組みが必要となっています。



資料：市民課 令和5年7月末日現在

3 外国人の住民数

市内に住む外国人の人数は毎年増加傾向にあり、令和5年度は939人でした。

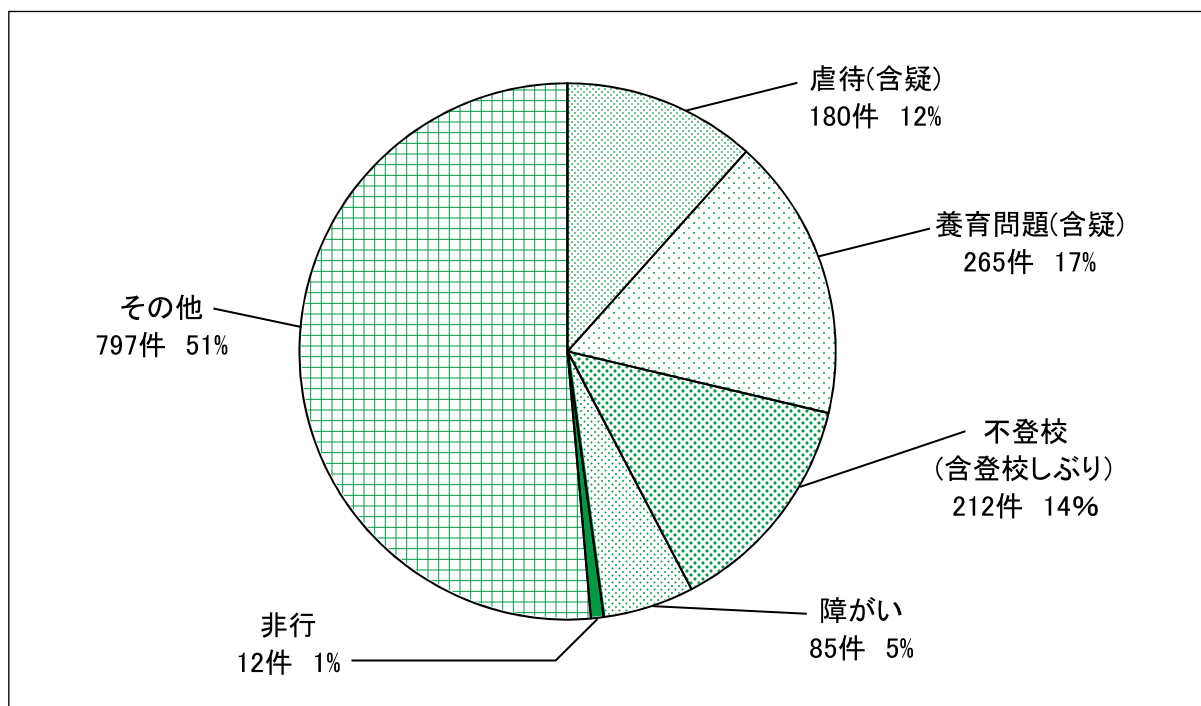
年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人数	740人	795人	808人	897人	939人

資料：市民課 各年度12月末日現在

4 子どもに関する相談区分別割合

こども課家庭児童相談室 令和5年度実績（件数合計：1,551件）

その他には、生活相談・家庭不和・学校不信・友人関係等が含まれます。

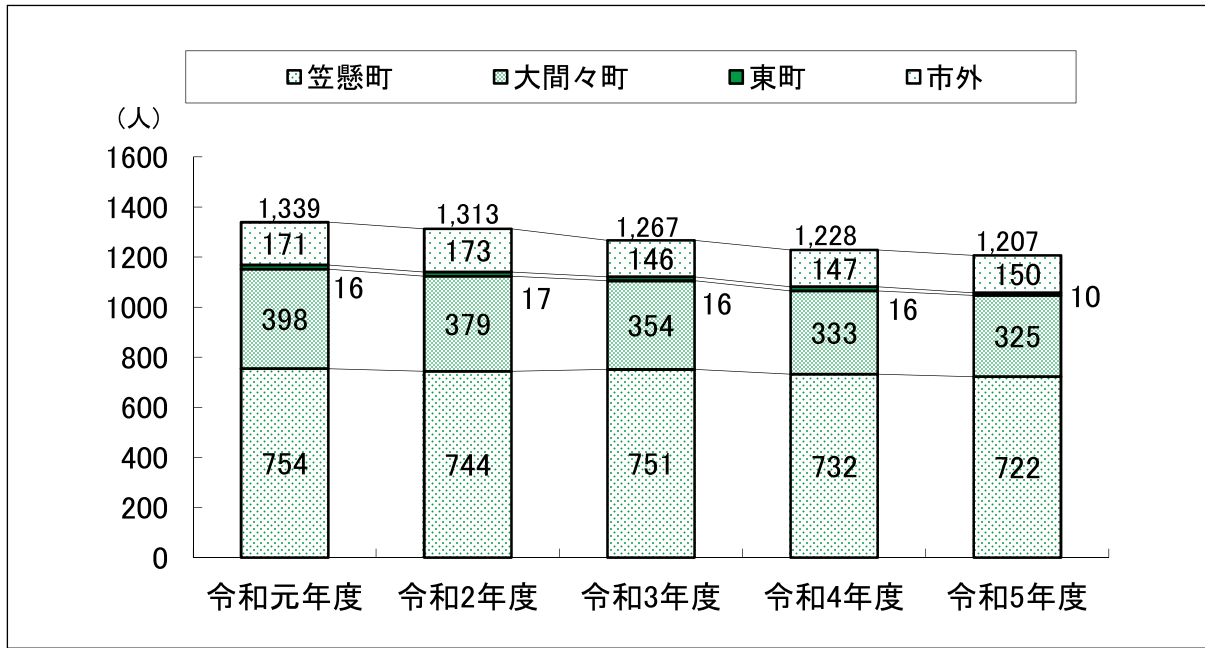


資料：こども課 令和5年4月～令和6年3月

5 保育園・認定こども園（保育認定）、幼稚園・認定こども園（教育認定）の状況

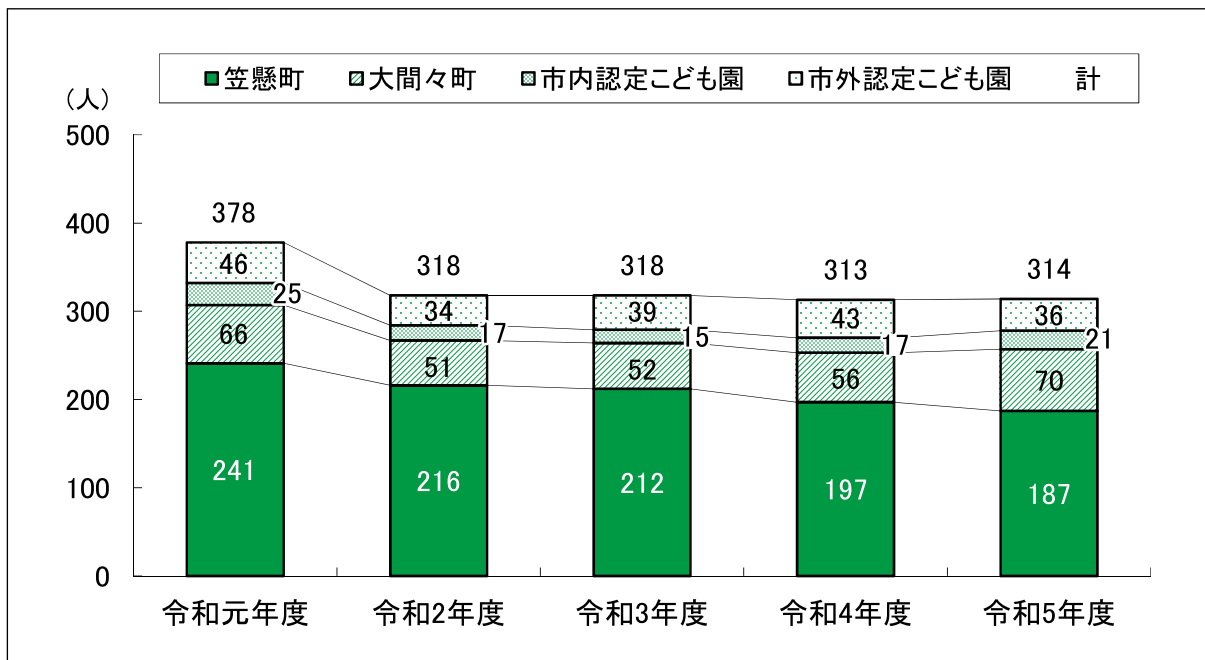
市内の保育園・認定こども園（保育認定）の入園児数は、市全体で減少傾向を示しています。幼稚園・認定こども園（教育認定）も同様に、入園児の状況は減少傾向となっています。

◎保育園・認定こども園（保育認定）の入園児の状況（保育園所在地別）



資料：こども課 各年度4月1日現在

◎幼稚園・認定こども園（教育認定）の入園児の状況（幼稚園所在地別）

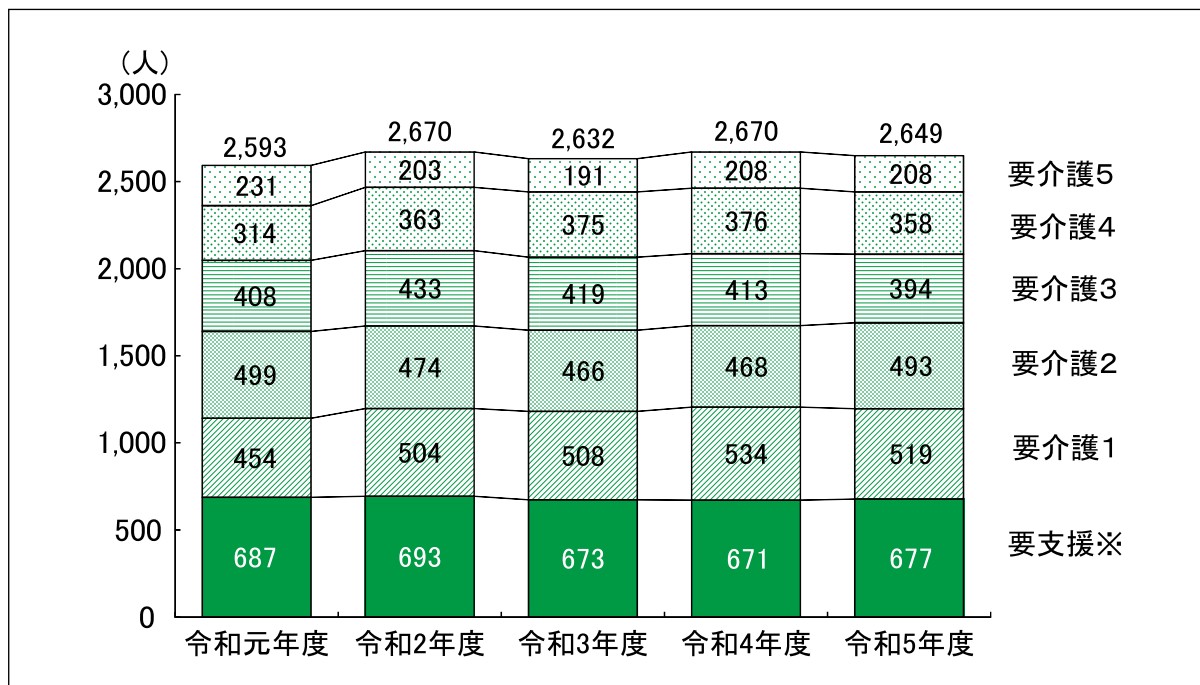


※ 東地区に幼稚園はありません。また、市内認定こども園は笠懸幼稚園入園児数を含みません。

資料：こども課・学校教育課 各年度4月1日現在

6 要介護認定者の推移

介護保険の要介護認定者数は、令和元年度からほぼ横ばいであり、令和5年度は2,649人となっています。

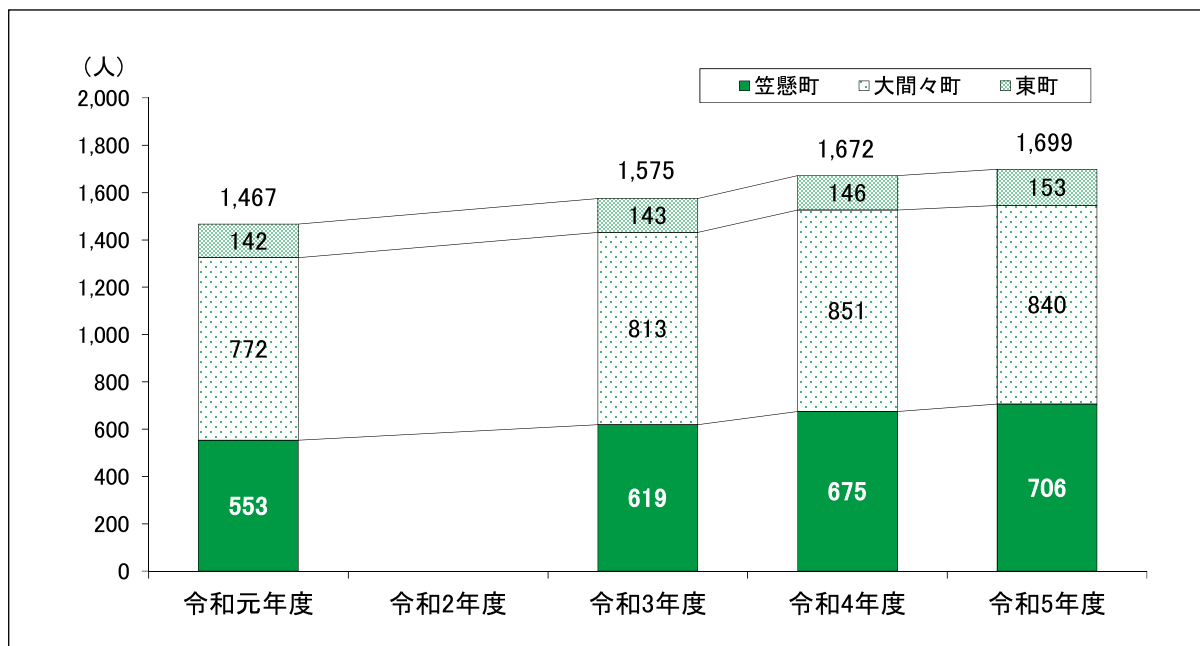


※「要支援」：要支援1、2の合計

資料：介護高齢課 各年度3月31日現在

7 ひとり暮らし高齢者の推移

ひとり暮らし高齢者は、令和5年度には1,699人となり、年々右肩上がりに増加しています。

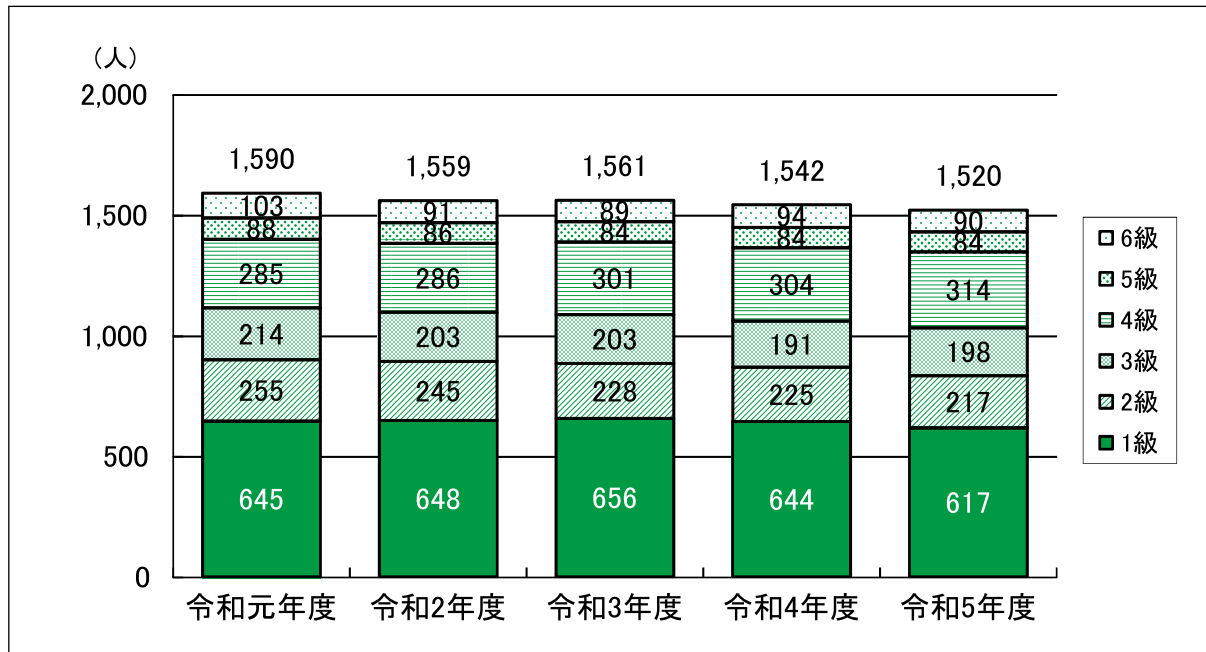


※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため調査中止

資料：介護高齢課 ひとり暮らし高齢者基礎調査

8 身体障害者手帳所持者数

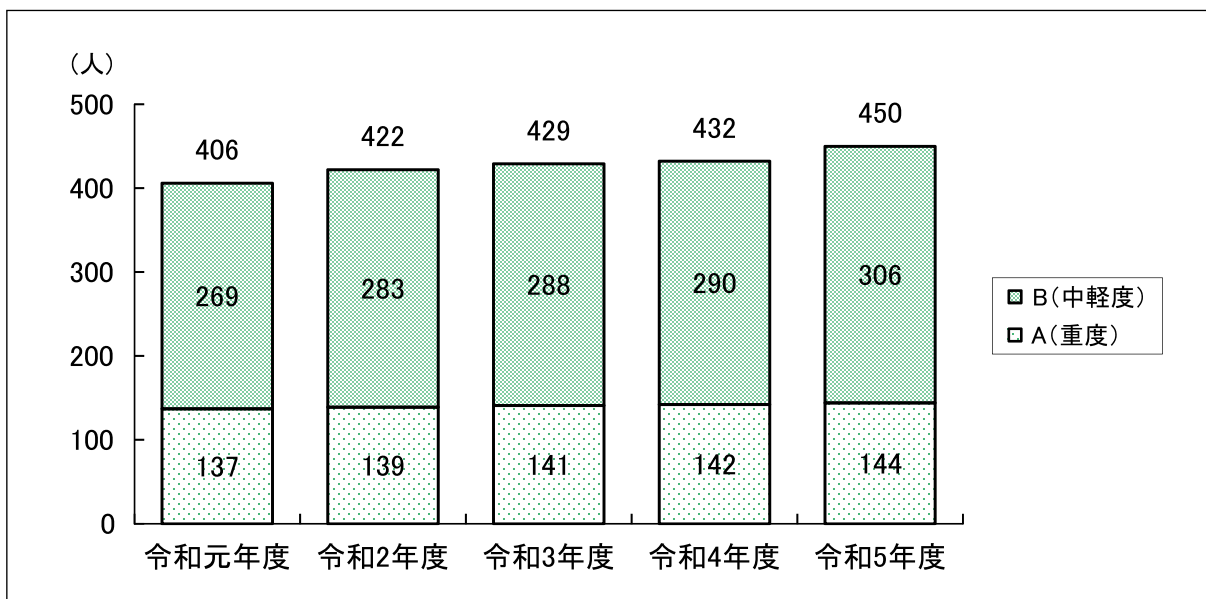
令和5年度の身体障害者手帳所持者は、1,520人となっています。令和元年度からの推移をみると、やや減少傾向にあります。



資料：社会福祉課 各年度3月31日現在

9 療育手帳所持者数

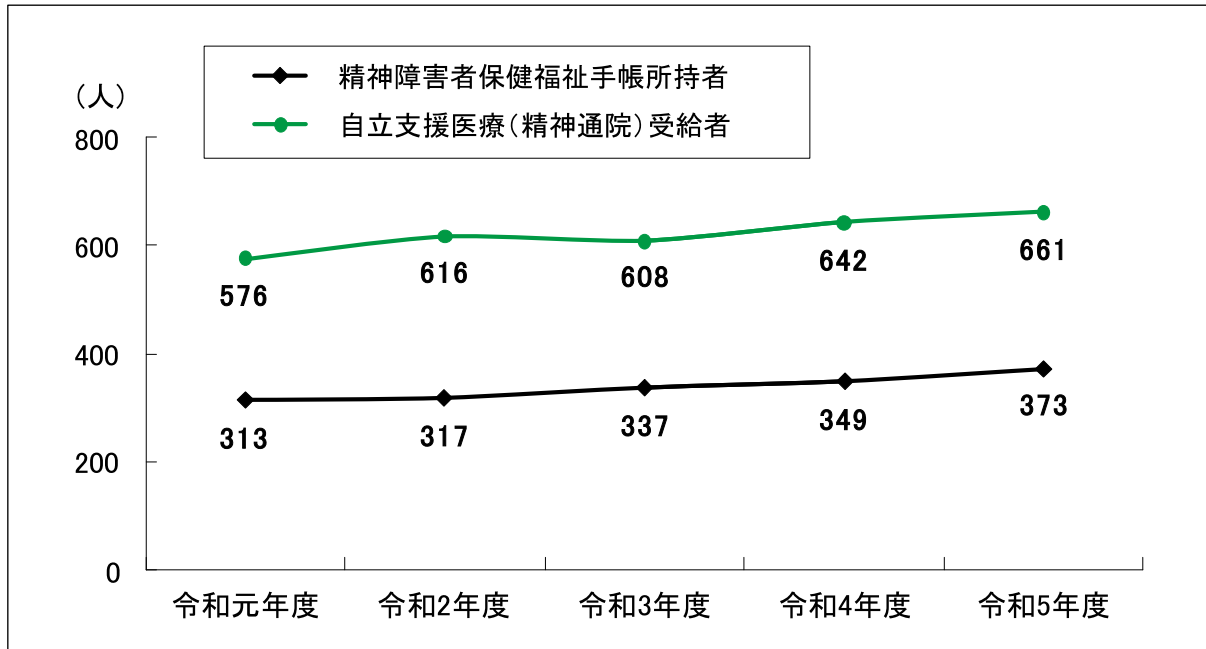
令和5年度の療育手帳所持者は、450人となっています。令和元年度からの推移をみると増加傾向にあります。



資料：社会福祉課 各年度3月31日現在

10 精神障害者保健福祉手帳所持者数と自立支援医療(精神通院)受給者数

精神障害者保健福祉手帳所持者数と自立支援医療(精神通院)受給者数ともに、令和元年度からの推移は増加傾向にあります。

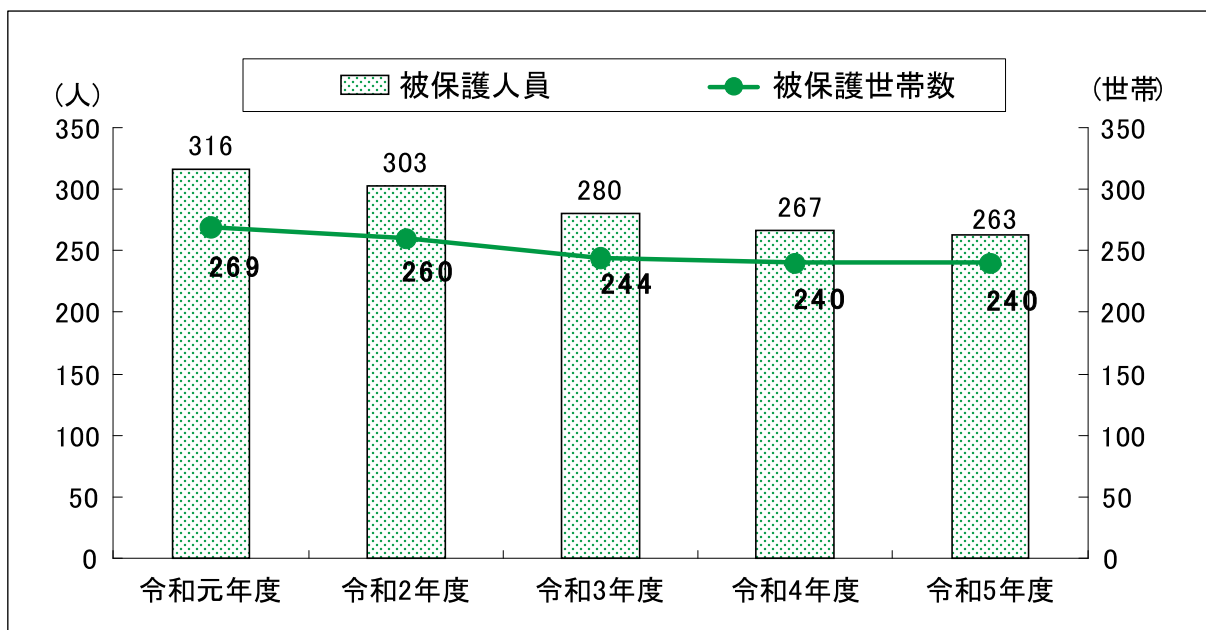


資料：社会福祉課 各年度3月31日現在

11 生活保護の実施状況

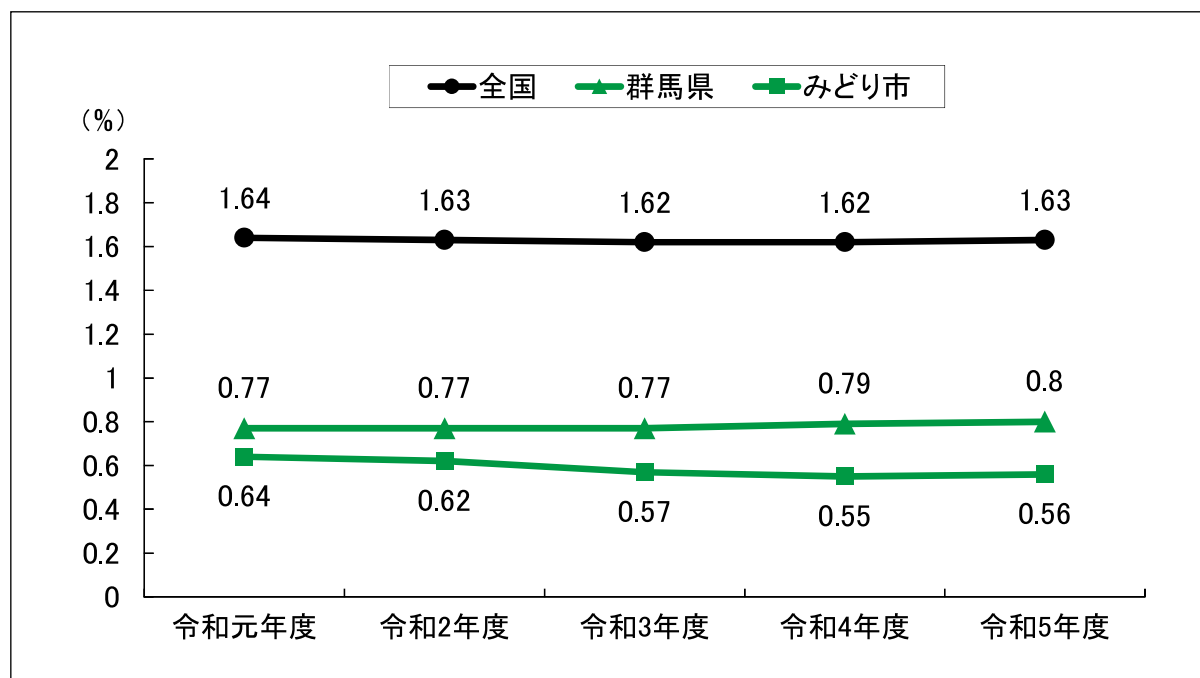
生活保護の被保護人員・被保護世帯数は、ともに減少傾向にあります。

◎生活保護の被保護人員・被保護世帯数推移



資料：社会福祉課 各年度3月31日現在

◎生活保護率の推移



資料：社会福祉課 各年度3月31日現在

第3章 計画の基本的な考え方



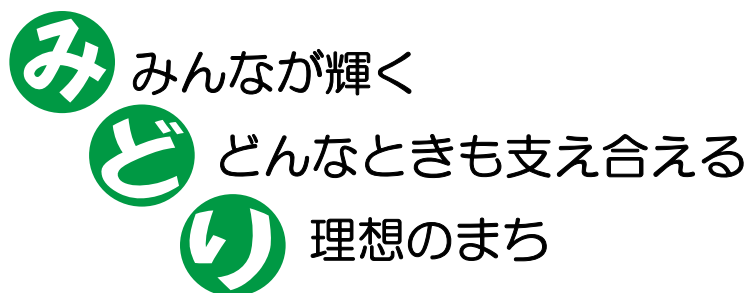
1 計画の基本理念

私たちは地域の一員として、地域の様々な人たちと協力して生活しています。地域には、子ども、高齢者、障がい者など支援が必要な人や、サービス事業者、各種団体、NPO やボランティア活動をしている人など様々な人々がいます。

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができ、誰もがいきいきと生活できるみどり市にするためには、支え合い、学び合い、協働するしくみをつくることが求められています。

市及び市社協は、本計画の基本理念（キャッチフレーズ）について、第1期～第3期の基本理念を継承し、『**みんなが輝く どんなときも支え合える 理想のまち**』とし、市民、関係機関等と連携・協働しながら実現に努めます。

《地域福祉計画・地域福祉活動計画の基本理念》



《みどり市総合計画における位置づけ》

将来像

輝くひと 輝くみどり 豊かな生活創造都市

基本戦略

人が輝くまちづくり

基本政策

健やかに生きる安心のまちづくり

地域福祉の充実

2 計画の基本目標と目指す姿

基本理念の実現に向けて、第4期計画の最終年度である令和11年度に達成すべき基本目標を掲げ、その達成に向けてそれぞれの活動方針を実施していきます。（四角の中は、市町村地域福祉計画の策定ガイドラインの「市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項」との関連を、（）内は項目名を示します。）

基本目標1 みんなが輝いて暮らせる地域づくり

【目指す姿】誰もが地域を構成する一員であることを認識し、近所づきあいや地域のつながりを深める中で、地域の課題に早期に気づき、その解決のために活動します。

○地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

- ・高齢、障害、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項（①－I）
- ・制度の狭間の課題への対応の在り方（①－I）
- ・生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制（①－I）
- ・居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方（①－I）
- ・就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方（①－I）
- ・自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方（①－I）
- ・市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方（①－I）
- ・高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方（①－I）
- ・保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方（①－I）

基本目標2 地域課題が解決へとつながる仕組みづくり

【目指す姿】地域内の課題や情報を共有できる圏域が設定されていて、充実した福祉のネットワークやサービスにより、地域で支援が必要な人へ、必要となった時に、必要な支援がつながります。

○地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

- ・様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野（まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等）との連携に関する事項（①－I）
- ・共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開（①－I）
- ・地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し、解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理（①－I）

○地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項（②）

○地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項（③）

○包括的な支援体制の整備に関する事項（⑤）

基本目標3 地域福祉活動の担い手づくり

【目指す姿】障がいの有無や年齢にかかわらず、住民が地域福祉に関する高い意識を持ち、積極的に地域福祉活動に参加します。

- 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - ・地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用（①ー③）
- 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項（④）

基本目標4 福祉の基盤づくり

【目指す姿】地域福祉を長期にわたり継続的に推進していけるよう、体制、財源両面での確保を目指します。

- 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - ・地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進（①ー④）
 - ・地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制（①ー⑤）
 - ・全庁的な体制整備（①ー④）
- その他（⑥）

また、本計画では、国際社会の一員としての責務や、市が継続して発展可能なまちを目指すみどり市総合計画の取組に沿って、SDGs を踏まえて地域福祉を推進していきます。

※SDGs とは

Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）を略したもので、「誰一人取り残さない」をスローガンに、貧困、環境、社会、人権、教育など、世界が抱える様々な問題の解決を目指した国際的な目標です。平成 27 年の国連サミットで 150 か国を超える加盟国参加のもと、全会一致で採択され、令和 12 年までの国際社会の指針となっています。



3 計画の体系

基本理念

基本目標

活動方針

みんなが輝く
どんなときも支え合える
理想のまち

1 みんなが輝いて
暮らせる地域づくり

- (1)地域で高齢者・障がい者・子どもを守り支える仕組みづくり
- (2)地域で生活に困っている人への対応
- (3)権利擁護の利用促進
【みどり市成年後見制度利用促進計画】
- (4)安全で安心して暮らせる地域づくり
- (5)再犯防止の推進
【みどり市再犯防止推進計画】

2 地域課題が解決へと
つながる仕組みづくり

- (1)地域住民の課題や相談を包括的に受け止める体制整備
【重層的支援体制整備事業実施計画】
- (2)日常生活等で孤独を感じたり、社会から孤立していることで心身に有害な影響を受けている人への支援
- (3)気づきを共有する仕組みづくり
- (4)地域の課題を解決するための公私協働の実現
- (5)福祉に関する情報伝達の充実

3 地域福祉活動の
担い手づくり

- (1)地域福祉の意識向上と仲間づくり
- (2)地域住民が集う拠点整備と既存施設の活用
- (3)地域住民・ボランティア団体・NPO等の地域福祉活動の活性化
- (4)民生委員・児童委員活動の充実に向けた環境整備

4 福祉の基盤づくり

- (1)地域福祉推進の強化
- (2)地域づくりや福祉課題解決のための財源の確保